

下野市市民活動支援サイト会員規約

(趣旨)

第1条 本規約は、下野市(以下「管理者」という。)が開設する下野市市民活動支援サイト(以下「本サイト」という。)における情報発信会員(以下「会員」という。)の登録等に関して必要な事項を定めるものとする。

(会員登録)

第2条 会員とは、下野市内において公益の増進に寄与するボランティア団体、市民活動団体、社会貢献活動団体、行政関係団体及びボランティアバンク個人登録者(以下「団体等」という。)であって、本規約を承諾し会員登録の手続きを行い管理者の承認を受けた団体等とする。

2 会員登録をする団体等は、次に掲げる要件をすべて備えていなければならない。

(1) 下野市内で営利を目的としない公益的活動を行う。

(2) 計画的かつ継続的に活動を行う。

(3) 広く市民に開かれた活動を行う。

(4) 次に掲げる活動を行っていない。

ア 公序良俗に反する活動

イ 法令に反する活動

ウ 選挙運動若しくはこれに類似される行為又は公職選挙法などの法令に違反する行為

エ 本サイトの運営を妨害する活動

オ その他、管理者が不相当と判断する行為

3 管理者は、会員登録の手続きにあたり、前項に規定する要件を審査し、不相当と判断したときは登録しない。また、登録承認した後であっても不相当であると判明したときには、管理者は登録を取り消すことができる。

4 会員登録は重複して行うことはできない。

5 会員は、登録内容に変更が生じたときは、速やかに変更手続きをしなければならない。

(情報発信ID及びパスワードの発行及び管理)

第3条 会員が活動に関する情報を書き込むときは、管理者は会員に情報発信IDパスワードを発行し、本サイト上から情報の書き込みができるようにする。

2 会員が取得した情報発信ID及びパスワードは、会員自らが責任をもって管理しなければならない。

3 情報発信ID及びパスワードの譲渡、名義変更、売買などの行為は一切できない。

4 管理者は、情報発信ID及びパスワードの使用上の過失及び第三者の利用に伴う損害の一切の責任を負わない。

(登録情報の取り扱い)

第4条 管理者は、会員登録で得た情報を、本サイトの運営目的以外に使用できないものとし、個人情報については下野市個人情報保護条例(平成18年下野市条例第11号)の例により管理する。

(著作権等)

第5条 会員は、事前に管理者または著作権者の特段の許諾がある場合を除き、原則として、本サイトを通じて提供される著作物を、著作権法で定める私的使用の範囲内でのみ利用できる。

(会員登録の抹消)

第6条 管理者は、会員が次の事項に該当した場合、承諾の有無にかかわらず会員登録を抹消することができる。

(1) 情報発信ID名またはパスワードを不正使用したとき。

(2) 本規約の規定に違反したとき。

(3) その他不正な行為があったとき。

2 会員登録を抹消したときは、当該会員が本サイトでできるすべての権利を抹消する。

(登録の取消し)

第7条 会員は、登録の取消しをしようとするときは、管理者に届け出るものとし、取消処理の完了により登録取消しとなる。

(本サイトの中断、停止)

第8条 管理者は、次のいずれかに該当するときは、会員の承諾を得ることなく本サイトの一部若しくは全部を一時中断又は停止することができる。

- (1) 本サイトの定期保守、更新ならびに緊急のとき。
- (2) 火災、停電、天災などの不可抗力により、本サイトの運営が困難なとき。
- (3) インターネットの不正侵入により、本サイトの運営が困難なとき。
- (4) その他、不測の事態により本サイトの運営が困難と判断したとき。

2 上記の事態に伴い、本サイト会員に不利益、損害が生じたときは、管理者はその責任を負わないものとする。

(内容の変更、追加、中止、)

第 9 条 管理者は、会員の承認を得ることなく、本サイトの内容を変更、追加又は中止することができる。

2 上記の事態に伴い、本サイト会員に不利益、損害が生じたときは、管理者はその責任を負わないものとする。

(免責)

第 1 0 条 管理者は、理由の如何を問わず、本サイトの提供が遅延し、又は中断したことに起因して会員または第三者が被った損害について、一切の責任を負わないものとする。

2 管理者は、会員が本サイトの利用を通じて得た情報等の正確性、特定の目的への適合性等について、一切の保証責任を負わないものとする。また、これらの情報等に起因して生じた損害に対しても、一切の責任を負わないものとする。

本サイトを通じて提供される情報に関し、会員間あるいは第三者と紛争が生じたときは、会員は自己の費用と責任においてこれを解決するものとし、管理者に損害を与えないものとする。

(規約の変更)

第 1 1 条 管理者は、合法的かつ一般的な常識の範囲内で本規約内容の一部を会員への通告なしに変更することができる。